

(仮称)豊田複合商業施設

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

豊田市東新町に食料品スーパー、スポーツ用品店、家電量販店からなる複合商業施設を新設する(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	平成24年4月18日		
店舗	店舗名称	(仮称)豊田複合商業施設	
	店舗所在地	豊田市東新町6丁目30番1ほか28筆	
設置者	名称	三交不動産株式会社	
	代表者	代表取締役 長嶋 賢次	
	住所	三重県津市丸之内9番18号	
	備考	なし	
小売業者	名称	株式会社バロー	
	代表者	代表取締役 田代 正美	
	住所	岐阜県恵那市大井町180番地の1	
	備考	ほか2名	
店舗面積	7,997 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	498 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	240 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	377 m ²
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	166 m ³
施設の運営	営業時間	開店	午前9時(一部午前10時)
		閉店	午後10時(一部午後9時)
	駐車場利用時間帯	午前8時30分から午後10時30分(一部午後9時)まで	
	駐車場出入口	数	4箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時(一部午前1時)から午後9時(一部午前4時)まで		
新設する日	平成24年12月19日		

3 参考事項

敷地面積	21,150 m ²		
建築面積	8,907 m ²		
延床面積	18,422 m ²		
業態	総合店		
用途地域	準工業地域	—	—
備考			

(仮称)豊田複合商業施設

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者の責任で履行確保
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	オープン時・繁忙時は混雑が予想されるため交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
422,830人	7,997 ㎡	1,080	14.40%	-	65.00%	2.00 人	1.23	498 台

総駐車台数	-	従業員等駐車台数	-	業務用駐車台数	-	搬出入用駐車台数	-	併設施設駐車台数	=	来客用駐車台数	評価
529 台		31 台		0 台		0 台		0 台		498 台	○

b 指針によらない「特別な事情」による算出

特別な事情による算出を行う場合は、aの表をコピーし入力してください。

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
400 ㎡	5.0%	498 台

総駐車台数	-	従業員等駐車台数	-	業務用駐車台数	-	搬出入用駐車台数	=	来客用駐車台数	評価
529 台		31 台		0 台		0 台		498 台	○

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
4箇所	0箇所	0箇所	0箇所	404 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

① ④ 駐車場	種別	1	収容台数	498 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	クラクション・空ぶかし防止表示板を設置	排ガス配慮	アイドリングストップ表示板を設置	評価
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	評価
東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	2箇所	市町村道	9.5m	あり	50m	80m	93	双方向	左折のみ	あり	○
南	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北	2箇所	国道	22m	あり	180m	5m	311	中央分離帯	左折のみ	あり	○
交通整理員等の配置:年間を通して混雑する時期のみ配備											

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

(仮称)豊田複合商業施設

(ア)交通飽和度の検討

		休 日			平 日		
		開店前	開店後	評価	開店前	開店後	評価
交差点A	飽和度	0.764	0.865	○	0.839	0.917	△
	交通量/可能交通容量	0.872	1.102	△	0.954	1.125	△
	ピーク時間帯	16時台			17時台		
交差点B	飽和度	0.609	0.652	○	0.662	0.694	○
	交通量/可能交通容量	0.954	1.204	△	1.073	1.286	△
	ピーク時間帯	16時台			17時台		
交差点C	飽和度	0.235	0.310	○	0.332	0.401	○
	交通量/可能交通容量	0.148	0.418	○	0.424	0.625	○
	ピーク時間帯	16時台			16時台		
交差点D	飽和度	0.344	0.450	○	0.497	0.576	○
	交通量/可能交通容量	0.659	0.896	○	0.795	0.971	○
	ピーク時間帯	16時台			8時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

4箇所の出入口は入口専用2箇所、出口専用2箇所と機能を分離することにより、来退店車両が円滑な入出場を行えるようにする。また、出入りは左折のみに限定し、右折入場待ち車両による交通渋滞を回避する。オープン時・繁忙時には出入口に交通整理員を配置する。特にオープン期間中においては、出入口だけでなく周辺道路にも交通整理員を配置し、広域に及ぶ入退店経路の誘導を行うことにより混雑を回避する。交通量の多い国道側入口については、左折導入路(シフト長30m、滞留長20m)を設置し、左折入場待ち車両による国道への影響を回避する。

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗北側に3箇所、西側に1箇所
駐輪場の収容台数	240台
標準収容台数	229台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	—		

位置評価	台数評価
—	—

キ 荷捌施設の整備等

(ア)荷捌施設の整備

A荷さばき施設

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	170㎡	あり	20分	1台	3台	○

B荷さばき施設

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	59㎡	あり	30分	1台	2台	○

C荷さばき施設

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	70㎡	あり	10分	1台	4台	○

D荷さばき施設

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	78㎡	あり	20分	1台	1台	○

(仮称)豊田複合商業施設

(イ) 計画的な搬入

A荷さばき施設

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
7~12時台	3台	16:00~18:00	20:00~21:00	あり	必要なし	○

B荷さばき施設

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
13時台	2台	16:00~18:00	20:00~21:00	あり	必要なし	○

C荷さばき施設

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
9時台	4台	16:00~18:00	20:00~21:00	あり	必要なし	○

D荷さばき施設

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
1~3時台	1台	16:00~18:00	20:00~21:00	あり	必要なし	○

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	回避	回避	回避	なし

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	-	-

※非配備の場合等の対応

-

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

非難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結済	(株)パローにおいて物資の緊急提供締結済

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	-	-

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
西(A)	5 m	5 m	来客車両	なし	なし	-
南(B)	14 m	14 m	来客車両	なし	なし	午後9時以降の駐車場閉鎖
東(C)	10 m	10 m	搬入車両	なし	なし	-
北(D)	28 m	28 m	来客車両	なし	なし	-

遮音壁の影響	遮音壁の設置なし
--------	----------

(仮称)豊田複合商業施設

(イ)営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	あり
荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばき施設の十分なスペース確保
荷捌作業運営面での配慮	アイドリングストップ、荷さばき作業者の騒音抑制意識向上の働きかけ
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ)付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	周辺への騒音の影響が小さくなるよう店舗南側に設置
給排気口等からの騒音配慮	低騒音型機器の使用
駐車場からの騒音配慮	アイドリングストップ、クラクション・空ぶかし防止板の設置、段差を抑えた駐車場設計
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

(エ)併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	小売業と同様の対策を行う
運営面の騒音配慮	小売業と同様の対策を行う

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機 83	冷却塔	給排気口 118	変電施設	浄化槽	ポンプ						
		冷凍機室外機 6	キュービクル 2	エコキュート 3									
	変動騒音	自動車走行 ○	後進警報ブザー ○	BGM	アナウンス								
		ゴミ収集作業 ○	アイドリング ○	台車走行 ○									
衝撃騒音	荷降し音												
建物の構造(高さ)		鉄骨造平屋建て(13.2m)											

(ア)等価騒音レベル予測

		西(A)	南(B)	東(C)	北(D)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	52.5 dB	52.5 dB	47.7 dB	46.7 dB
	評価	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	44.0 dB	34.8 dB	37.4 dB	38.0 dB
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

昼間、夜間ともに、等価騒音レベルは環境基準値を下回る結果となったが、開店後に周辺住民から苦情等が発生した場合には、話し合いを持ち、誠意ある対応を行う。

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無		無			
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か		無			
上記A・Bの具体的内容		-			
		西(a)	南(b)	東(c)	北(d)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	41.9dB	48.1dB	41.4dB	43.6dB
	評価	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	59.9dB	47.6dB	63.7dB	61.2dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

(仮称)豊田複合商業施設

※基準値を超えた場合の対応等

予測点aにおいて、来客車両走行音の騒音レベル最大値が規制基準を上回る結果となったが、当該地点における暗騒音を測定したところL5では59.4dB～59.8dBであり、予測値と同レベルであることから、周辺環境に対する騒音の影響は小さいと考えられる。

予測点cにおいて、来客車両走行音及び搬入車両走行音の騒音レベル最大値が規制基準を上回る結果となったが、当該地点における暗騒音を測定したところL5では64.3dB～69.6dBと予測値を上回ることから、周辺環境に対する騒音の影響は小さいと考えられる。

予測点dにおいて、来客車両走行音及び搬入車両走行音の騒音レベル最大値が規制基準を上回る結果となったが、当該地点とほぼ同環境であると考えられる予測点cのL5では64.3dB～69.6dBと予測値を上回ることから、周辺環境に対する騒音の影響は小さいと考えられる。

開店後に周辺住民から苦情等が発生した場合には、話し合いを持ち、誠意ある対応を行う。

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	室温を低音に保ち悪臭の発生を抑制、脱臭設備により排気口からの悪臭を防ぐ。
衛生問題関係配慮	グリストラップを設置する。

(ア) 小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

A廃棄物保管庫・B再利用対象物保管庫

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.414 t	0.10 t/m ³	4.14 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用	3.50 m ³	1日	0.014 t	0.10 t/m ³	0.14 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用	3.50 m ³	1日	0.012 t	0.10 t/m ³	0.12 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.040 t	0.01 t/m ³	3.98 m ³	変更なし	○
生ごみ用	20.00 m ³	1日	0.336 t	0.55 t/m ³	0.61 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	7.00 m ³	1日	0.107 t	0.38 t/m ³	0.28 m ³	変更なし	○
合計	54.00 m ³	-	-	-	9.27 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

C廃棄物保管庫

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	20.00 m ³	1日	0.688 t	0.10 t/m ³	6.88 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.023 t	0.10 t/m ³	0.23 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.020 t	0.10 t/m ³	0.20 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用	20.00 m ³	1日	0.066 t	0.01 t/m ³	6.61 m ³	変更なし	○
生ごみ用	10.00 m ³	1日	0.559 t	0.55 t/m ³	1.02 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.179 t	0.38 t/m ³	0.47 m ³	変更なし	○
合計	80.00 m ³	-	-	-	15.40 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

D廃棄物保管庫

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.562 t	0.10 t/m ³	5.62 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用	2.00 m ³	1日	0.019 t	0.10 t/m ³	0.19 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用	2.00 m ³	1日	0.016 t	0.10 t/m ³	0.16 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用	10.00 m ³	1日	0.054 t	0.01 t/m ³	5.40 m ³	変更なし	○
生ごみ用	3.00 m ³	1日	0.457 t	0.55 t/m ³	0.83 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	5.00 m ³	1日	0.146 t	0.38 t/m ³	0.38 m ³	変更なし	○
合計	32.00 m ³	-	-	-	12.59 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

(仮称)豊田複合商業施設

b その他の廃棄物等

取扱品目	保管容量	必要保管容量	評価
廃家電用	80.00 m ³	10.00 m ³	○
粗大ごみ用	0.00 m ³	0.00 m ³	○
合計	80m ³	10.00 m ³	○

※C廃棄物保管庫と共用

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

取扱品目	飲食店の面積	飲食店の保管容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更
生ごみ等用	211 m ²	0.00 m ³	1日	42.2 kg	550 kg/m ³	0.08 m ³	変更なし
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

取扱品目	届出容量	小売店舗以外の必要保管容量	施設全体の必要保管容量	評価
紙廃棄物用	10.00 m ³	0.39 m ³	4.53 m ³	○
金属製廃棄物用	3.50 m ³	0.01 m ³	0.15 m ³	○
ガラス製廃棄物用	3.50 m ³	0.01 m ³	0.13 m ³	○
プラスチック製廃棄物用	10.00 m ³	0.40 m ³	4.38 m ³	○
生ごみ用	20.00 m ³	0.06 m ³	0.67 m ³	○
その他可燃性廃棄物用	7.00 m ³	0.03 m ³	0.31 m ³	○
合計	54.00 m ³	0.90 m ³	10.17 m ³	○

※A廃棄物保管庫・B再利用対象物保管庫と共用

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	あり
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

資源回収ボックス(トレー、牛乳パック、ペットボトル)を設置する。
分別廃棄による再資源化を実施する。
食用廃油の家畜飼料への活用を行う。
自動販売機を設置する場合には、空缶・空き瓶・ペットボトルの回収箱を設置する。
買い物袋持参運動等でレジ袋削減に取り組む。
インカートリッジの回収ボックスを設置する。

(エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

(仮称)豊田複合商業施設

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	室内を低温に保ち悪臭の発生を抑制、脱臭設備により排気口からの悪臭を防ぐ。
併設施設からの悪臭防止対策	毎日清掃を行う。

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	店舗周辺の清掃活動を定期的に行う。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があれば検討する
照明等の配慮	夜間の屋外照明は近隣の民家に直接当たらないよう配慮する
敷地内の緑地計画	駐車場を中心に緑地1,048㎡(5.0%)を設置

評価
○

出店地連絡会議の意見概要	対応
1 店外における防犯カメラの設置について、所轄警察署と協議すること。	1 店外における防犯カメラの設置について豊田警察署生活安全課と協議致しました。駐輪場・屋上駐車場・地下駐車場等、死角となる箇所を中心に防犯カメラを設置致します。
2 駐車場内において、歩行者及び自転車を安全に誘導するための対策を実施すること。	2 駐車場内に3箇所の歩行者・自転車専用の出入口及び通路を設置致します。また、屋上及び地下駐車場に車両の接近を知らせる警報装置を設置し、歩行者の安全に配慮致します。
3 駐車場内において、看板設置など車両を適切に誘導する対策を実施すること。	3 適切な路面標示・誘導看板を駐車場内に設置し、来客者に対して周知致します。
4 国道153号線沿いの信号交差点において、引き続き信号現示の見直し等渋滞対策について関係機関と協議すること。	4 信号現示の見直しにつきましては豊田警察署交通課にご相談しましたが、やはり難しいと思われま。私共で実施可能な渋滞対策として、オープン期間中の臨時駐車場確保及びシャトルバスの運行を計画しております。また、3社同時オープンを避けることも検討しております。オープン期間中は広域に交通整理員を配置し、来退店車両の適切な誘導を行い混雑を回避致します。オープン時の警備計画等渋滞対策については、今後も関係各課との協議を続けます。
5 関係法令等の協議又は届出等の必要な手続きを行うこと。	5 屋外広告物については計画決定次第、許可申請を行います。その他、必要に応じて関係法令の協議又は届出等を行います。

(仮称)豊田複合商業施設

市町村の意見概要	対応
<p>駐車需要の充足等交通に係る事項</p> <p>1 出口につきましては、車両に対する「例:右折出庫禁止看板」等の設置も検討してください。また、既設道路との取付け部分に車両の停止を促すため、敷地内に停止指導線等の路面標示をしてください。</p> <p>2 西側の南北の道路より右折で入ろうとする車両につきましては、右折をさせないように注意喚起の看板等の設置をしてください。</p> <p>3 敷地の車両出入口につきましては、必要に応じて敷地内に自己所有のカーブミラーの設置をしてください。</p> <p>4 駐車場内の路面に誘導線(矢印マーク等)の標示、誘導案内看板(出口に誘導)の設置等を検討してください。</p> <p>廃棄物に係る事項等</p> <p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守するとともに、ごみの減量及びリサイクルの促進並びに一般廃棄物の適正な処理に努めてください。</p>	<p>駐車需要の充足等交通に係る事項</p> <p>1 市道側出口には、右折出庫禁止看板及び左折矢印路面標示を設置し、来店者に周知致します。また、停止指導線及び「止まれ」の路面標示を行います。</p> <p>2 市道側入口には右折入庫禁止看板を設置致します。</p> <p>3 見通しについては特に問題ないと考えておりますので、現時点ではカーブミラーの設置は考えておりません。</p> <p>4 駐車場内には、停止指導線や誘導線(矢印マーク等)の標示を行います。誘導案内看板については検討中です。</p> <p>廃棄物に係る事項等</p> <p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守します。また、ごみの減量化やリサイクルに努めます。店舗から発生する廃棄物については適正な処理致します。</p>

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県の意見案
意見なし

県の意見に至る考え方
出店地連絡会議、豊田市長の意見に対する設置者の対応は概ね妥当なものと考えられる。